

事業		目的	重点	実施内容	
1、包括的支援事業	①第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものは除く。)	全ての高齢者が住み慣れた地域で安心してそのらしい生活を継続していくことができるように支援する。		ア、介護予防・日常生活支援総合事業の周知を行政と協同して行う。	
	②総合相談事業		◎	イ、サービス利用相談のあった第1号被保険者に対し、基本チェックリストの実施を行う。 ウ、事業対象者に該当した者に対して、介護予防及び日常生活の自立を目的とした支援を目的とした介護予防ケアマネジメントを行う。	
			◎	ア、高齢者の状況を把握し、適切なサービス、関係機関と連携して制度の利用につなげる等の支援を行う。 イ、ランチ業務となる東郷苑と連携し、介護・福祉サービス未利用者に対応する。 ウ、相談内容をデータ化し、継続相談に活用するとともに、長寿介護課から情報提供の申し出があった場合に適切に対応する。 エ、地域包括支援センターの役割等の周知とともに、相談しやすい体制づくりを行う。	
				ア、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援で解決できない困難事例に専門的・継続的な支援を行う。 イ、成年後見制度、高齢者虐待及び消費者被害等の高齢者の生活に関する制度等の周知啓発を行う。	
	③権利擁護事業			ア、高齢者の状況に応じた地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員の支援等を行う。 イ、介護支援専門員、主治医、関係機関等の多職種との連携・協働した支援を行う。 ウ、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を行う。	
			④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業		エ、地域ケア会議を通して包括的・継続的なケア体制の構築を図るとともに、介護支援専門員の個別相談、困難事例等への指導・助言を行う。 オ、保健・医療・福祉などの様々な社会的資源による、多職種連携によるネットワークの構築を目指す。 カ、個別ケースの検討により共有された地域課題が地域づくりや政策形成につながるよう、町と連携して行う。
	⑤在宅医療・介護連携推進事業				ア、町主催の地域ケア推進会議、東名古屋医師会主催の地域包括ケア検討会、その他在宅医療介護連携に関する会議に出席する。 イ、町と共に、在宅医療・介護連携の在り方について検討する。 ウ、医療・介護・福祉などの多職種が連携した在宅ケアを考える会inTOGOを開催する。
				⑥生活支援体制整備事業	
	⑦認知症総合支援事業				
			2、第1号介護予防支援事業	居宅で生活する要支援被保険者に必要なサービスが利用できるよう支援する。	
	3、一般介護予防事業				要介護状態にならない要介護予防、健康づくりを推進する。
			4、指定介護予防支援事業	介護予防サービスが適切にできるようなケアマネジメントを行う。	